様式第８（第29条関係）

（その１）

共同防災組織設置（変更）届出書

年　月　日

市町村長（都道府県知事）殿

届出者

住　所

氏名（共同防災組織を設置する特定事業者の名称／法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

共同防災組織を設置（変更）したので、石油コンビナート等災害防止法第19条第３項の規定に基づき届け出ます。

共同防災組織	名称	
	事務所の住所	
共同防災組織に係る特定事業所の設置の場所及び名称		

共同防災規程	（別添のとおり）	共同防災規程制定（変更）年月日	年　月　日

※受付欄	※備考

（その２）

防災資機材等				防災要員	
種類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数量を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に係る特定事業所に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各１台、各１基又は各１きについている人員	又は各１機の勤務待機の場所
大型化学消防車					
大型高所放水車					
泡原液搬送車					
甲種普通化学消防車					
普通消防車					
小型消防車					
普通高所放水車					

乙種普通化学消防車					
大型化学高所放水車					
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車					
普通泡放水砲					
可搬式放水銃					
可搬式泡放水砲（３千型）					
可搬式泡放水砲（２千型）					
耐熱服					
空気呼吸器又は酸素呼吸器					
泡消火薬剤					
オイルフェンス					
オイルフェンス展張船					
油回収船					
合計					

その他の防災資機材等		指揮者	人
		その他の防災要員	人

大容量泡放水砲等	共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防災要員
				人

※備考

別紙

大容量泡放水砲用防災資機材等		
種類	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能等	備付けの場所
ポンプ		
混合装置		
ホース		
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		

その他の防災資機材等		
防　　災　　要　　員		
勤務又は待機の場所		
※備　　考		

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2　様式（その１）について

共同防災組織に係る特定事業所の設置の場所及び名称の欄には、すべての特定事業所について記入するものとし、すべての特定事業所について記入できない場合にあつては、別紙として添付すること。

3　様式（その２）について

⑴　備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。

⑵　各１台、各１基又は各１隻につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第20条の規定により置いている防災要員の数（同一の種類の防災資機材等を２以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数）を記入すること。

⑶　勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称及び位置（同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要員の数）を記入すること。

⑷　その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油コンビナート等災害防止法施行令若しくは石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未満の防災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。

⑸　石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第２号の規定に基づき大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第19条の２及び第19条の４に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。

⑹　石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第４号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条の２の２第１項に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭

載している防災資機材等を備え付けている場合には、同項及び第26条の３第１項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

(7) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第５号において準用する第16条第２項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条第２項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

(8) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第５号において準用する第16条第３項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の２第３項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

(9) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第５号において準用する第16条第４項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の３第２項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

4 別紙について

(1) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。

(2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。

(3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称及び位置（同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要員の数）を記入すること。

5 ※印欄には、記入しないこと。